

第4次十和田市食育・地産地消推進計画

(令和6年度～令和11年度)



とわだ産品PRキャラクター

十和田ふあみりーず

令和6年3月

青森県十和田市

目 次

第1章 計画策定の趣旨	
1 計画策定のねらい	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 計画の目指す姿	3
第3章 食育編	
1 食育の現状	4
2 第3次計画の成果	11
3 今後の課題	12
4 食育の基本方向	12
5 食育の重点推進事項	
(1) 子育て家庭における食育	12
(2) 学齢期の食育	13
(3) 働き盛り世代からの食育	15
6 食育推進の目標値	16
第4章 地産地消編	
1 地産地消の現状	17
2 第3次計画の成果	20
3 今後の課題	20
4 地産地消の基本方向	21
5 地産地消の重点推進事項	
(1) 地産地消についての理解の促進	22
(2) 生産者と消費者の相互理解を深めるための交流活動の実施	22
(3) 環境に配慮した安全・安心な農業生産と6次産業化の推進	23
(4) 市産食材を活かした特色ある加工品やメニューの開発	23
(5) とわだ製品の購入環境の整備	24
(6) とわだ製品のPR活動	24
(7) 関係機関の連携の構築	25
6 地産地消推進の目標値	26
第5章 計画の推進体制	27
□用語説明	28
□参考資料	

1	第4次十和田市食育・地産地消推進計画策定検討委員会設置要綱	31
2	第4次十和田市食育・地産地消推進計画策定検討委員名簿	33
3	第4次十和田市食育・地産地消推進計画策定検討委員会作業部会員名簿	33
4	第4次十和田市食育・地産地消推進計画策定検討委員会市民部会員名簿	34
5	計画の策定経過	34
6	食育・地産地消推進関係課の役割	35

第1章

計画策定の趣旨

1 計画策定のねらい

「十和田市食育・地産地消推進計画」は、「食育基本法」及び「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に基づいて策定するもので、市全体で推進する食育・地産地消の基本指針です。また、市民の理解と共感を得ることで、一人ひとりが食育・地産地消を進めていく上で何ができるのかを考え、実践することを促すものです。

市では、「食育基本法」に基づいて、平成20年3月に「十和田市食育推進計画」（計画期間：平成20年度～平成24年度）を策定しました。その後、平成23年3月に、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」が施行され、平成25年3月には「第2次十和田市食育・地産地消推進計画」（計画期間：平成25年度～平成29年度）、平成30年3月には「第3次十和田市食育・地産地消推進計画」（計画期間：平成30年度～令和5年度）を策定し、各関係機関がそれぞれ食育・地産地消の推進に取り組んできました。

食育について、乳幼児期における間食の摂取頻度の改善や、学齢期における家族そろって食事をする割合の改善がみられたものの、学齢期や成人の肥満の指標が悪化していることから、保護者をはじめとする各ライフステージの市民が将来の生活習慣病予防のために食育に関心を持ち、1日3食を基本に栄養バランスに配慮した食事を実践するよう、健康教育や情報提供による働きかけの継続が必要です。

地産地消について、市民の認知度は高まっています。今後は、市民が積極的に市産などの地元産食材を使用するよう、市産食材のPRの効果的な手法の展開や農業体験の継続により地産地消の実践を促すことが必要です。

このような状況を踏まえ、市の特性を活かした食育・地産地消を、総合的かつ計画的に継続して推進するための指針として、「第4次十和田市食育・地産地消推進計画」を策定します。

また、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGsへの貢献に向け、SDGsの理念を意識しながら取り組むこととします。食育・地産地消の推進は、SDGsの17の目標のうち、特に「目標2. 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」、「目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」について、貢献することが可能であると考えられています。

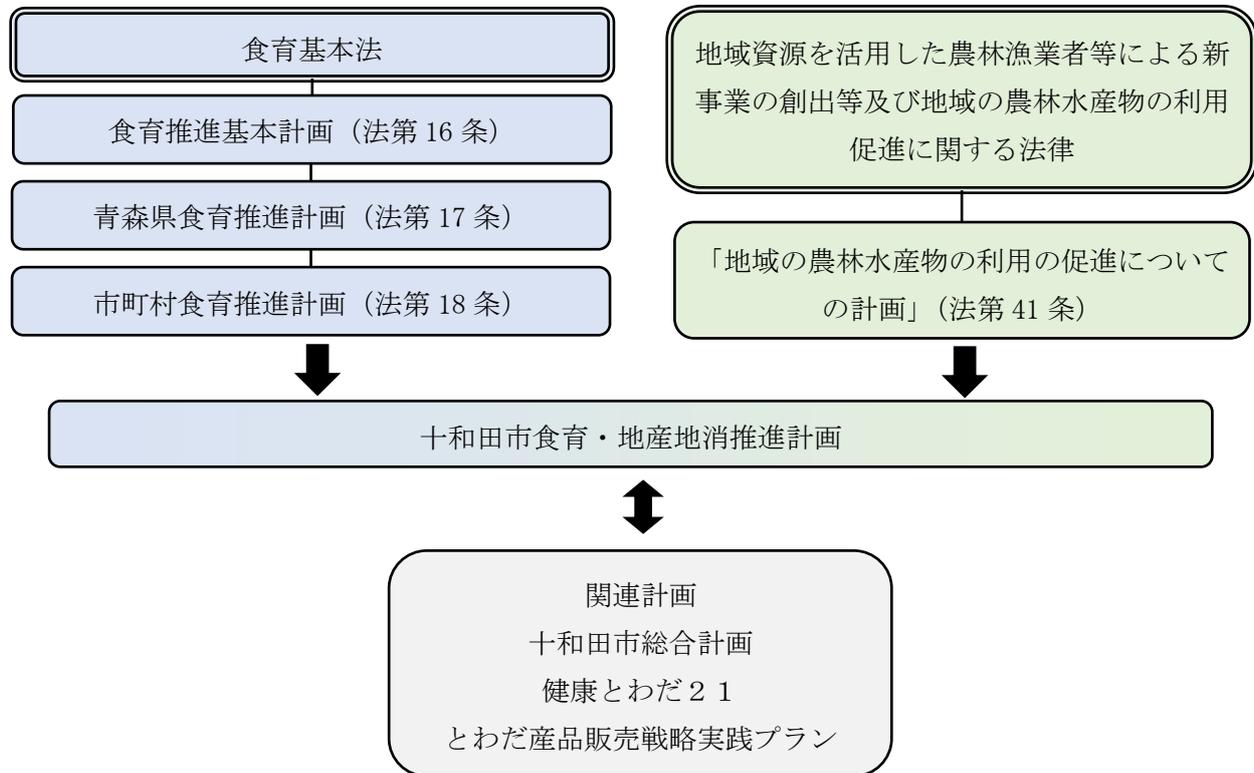
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法第 18 条第 1 項に規定される「市町村食育推進計画」及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第 41 条第 1 項に規定される「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」として位置づけます。

なお、十和田市食育推進計画については、「健康とわだ 2 1（栄養・食生活）」と一体的に推進・評価を行います。



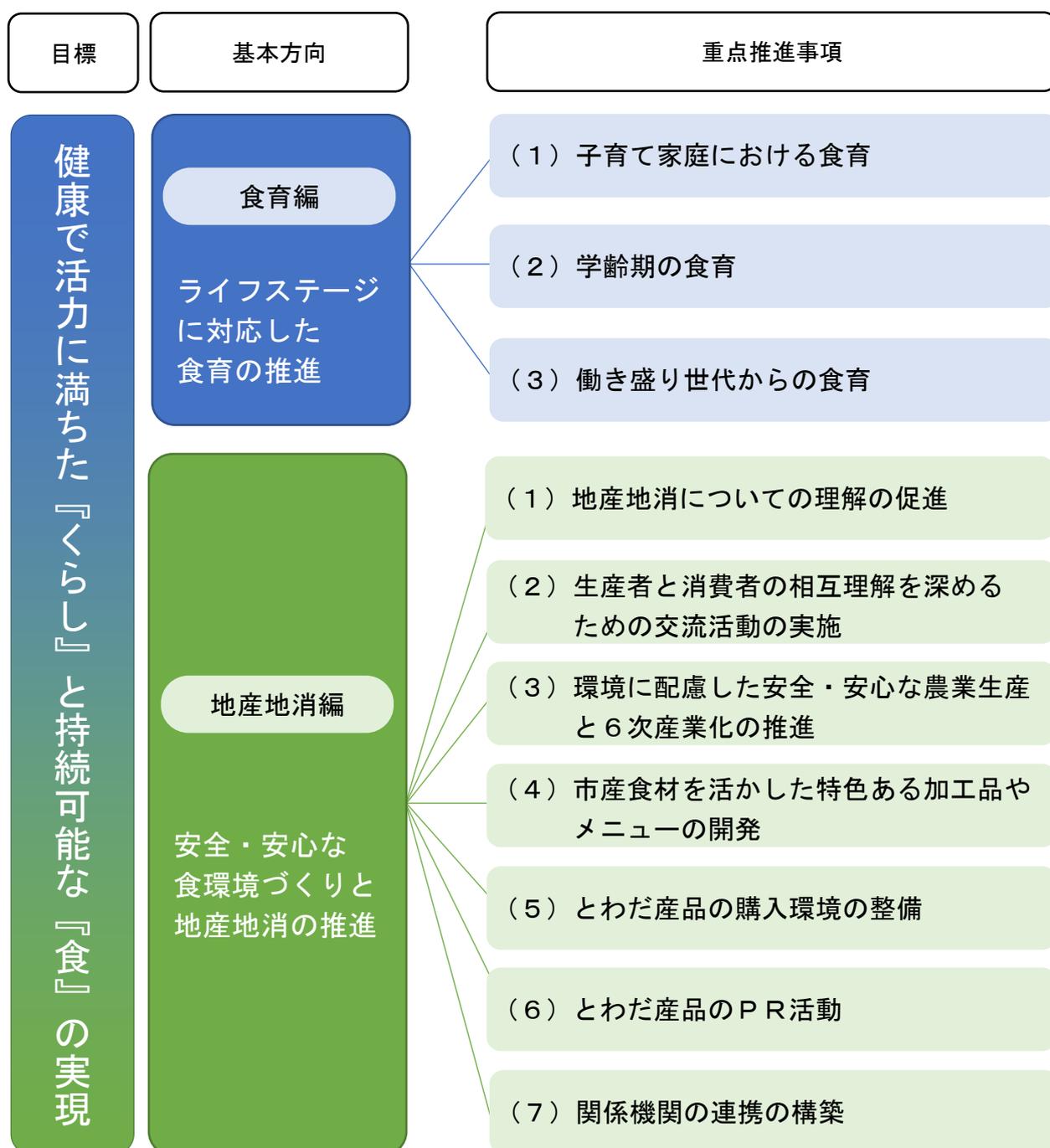
3 計画の期間

この計画の期間は、第 3 次健康とわだ 2 1（計画期間：令和 6 年度～令和 17 年度）の中間評価年度に合わせて評価を行うことから、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間とします。

なお、社会情勢の変化などにより見直しが必要となった場合は、計画期間内であっても必要な見直しを行います。

「健康で活力に満ちた『暮らし』と 持続可能な『食』の実現」

食の豊かさを守り、市民が健康かつ長生きで活動的に暮らせる市を目指すため、「健康で活力に満ちた『暮らし』と持続可能な『食』の実現」を目標に設定します。



第3章

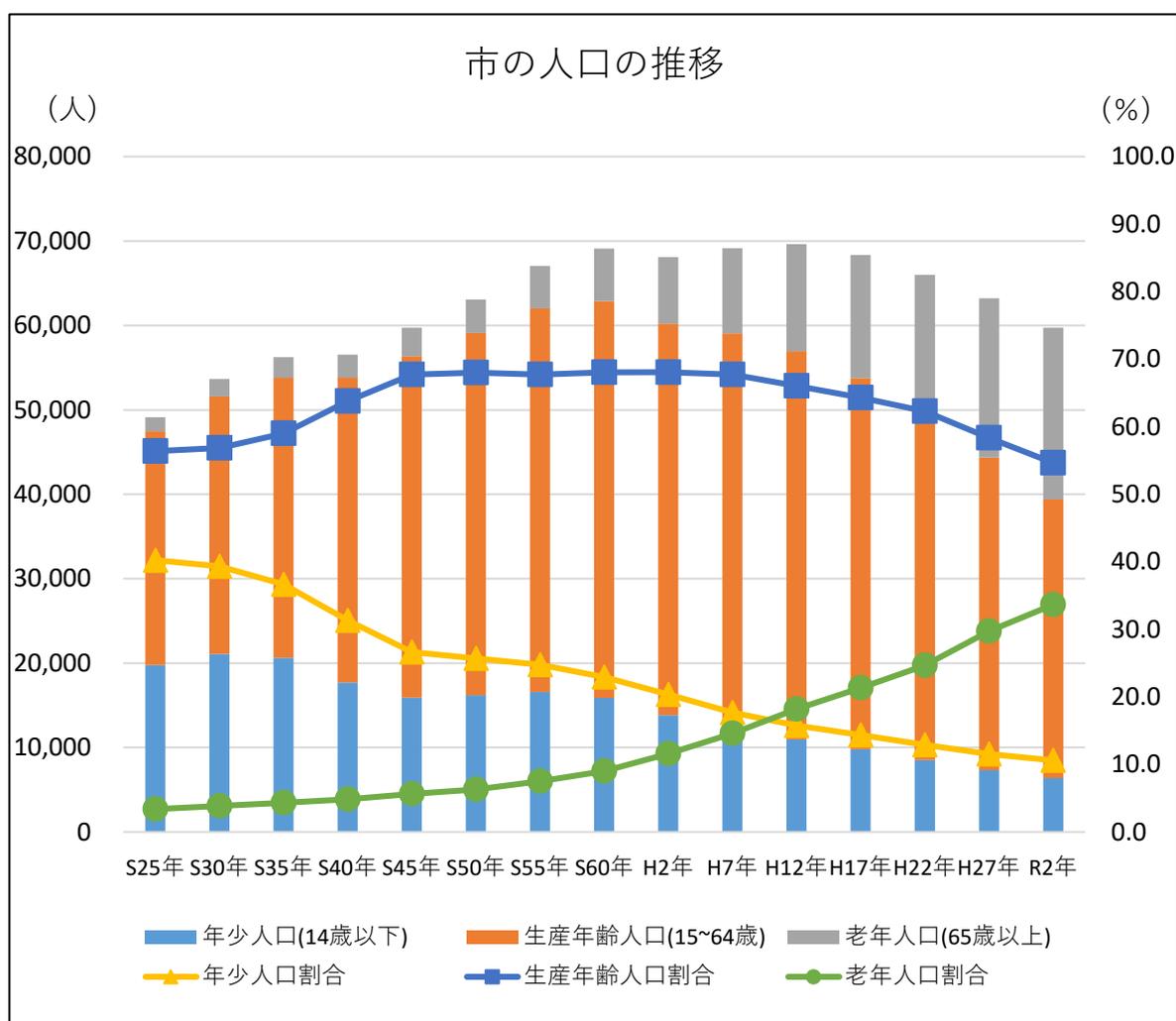
食育編

1 食育の現状

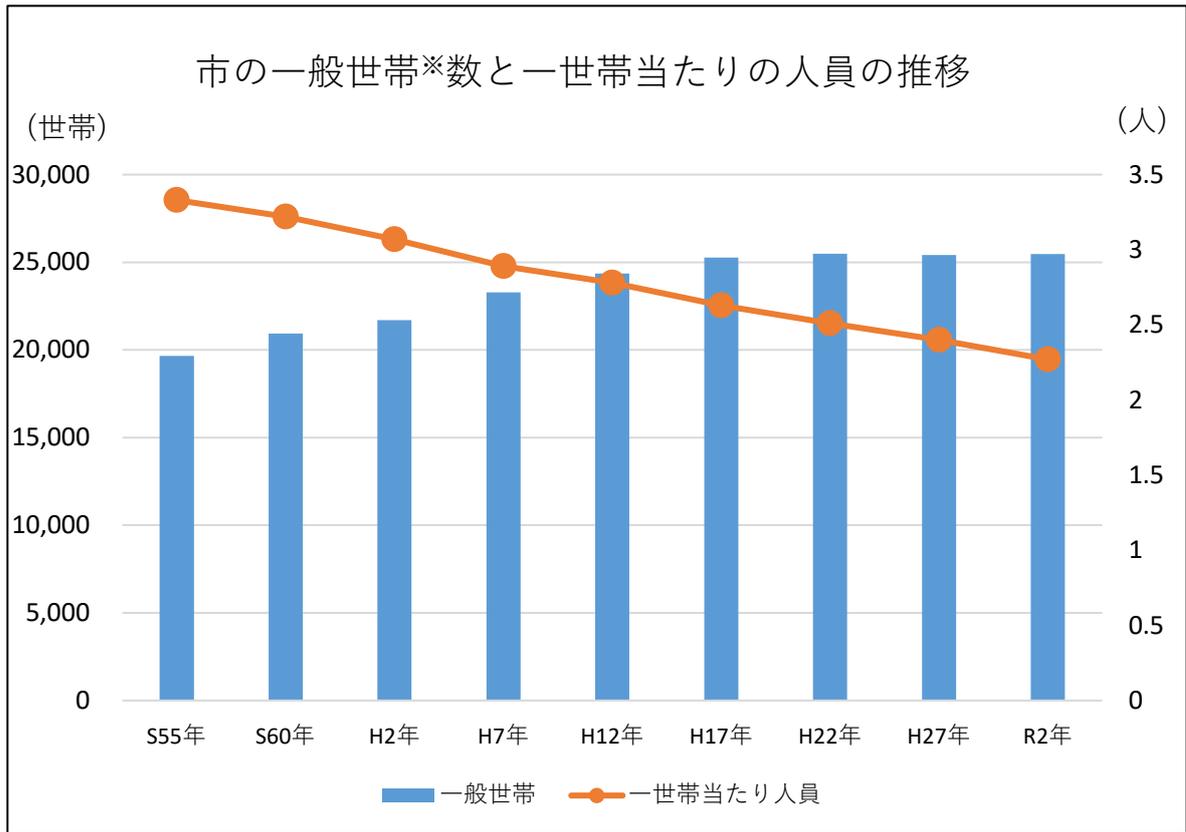
(1) 食をとりまく社会情勢

① 家族形態の変化

- ・市の人口は、平成12年頃をピークに減少傾向にある中で、65歳以上の老年人口の割合は増加しています。
- ・世帯数は増加傾向である一方、1世帯当たりの人数が減少を続けています。
- ・家族類型別では「単独世帯」、「夫婦のみの世帯」、「ひとり親(男親・女親)と子供の世帯」の割合が増加し、「夫婦と子供の世帯」が減少しています。

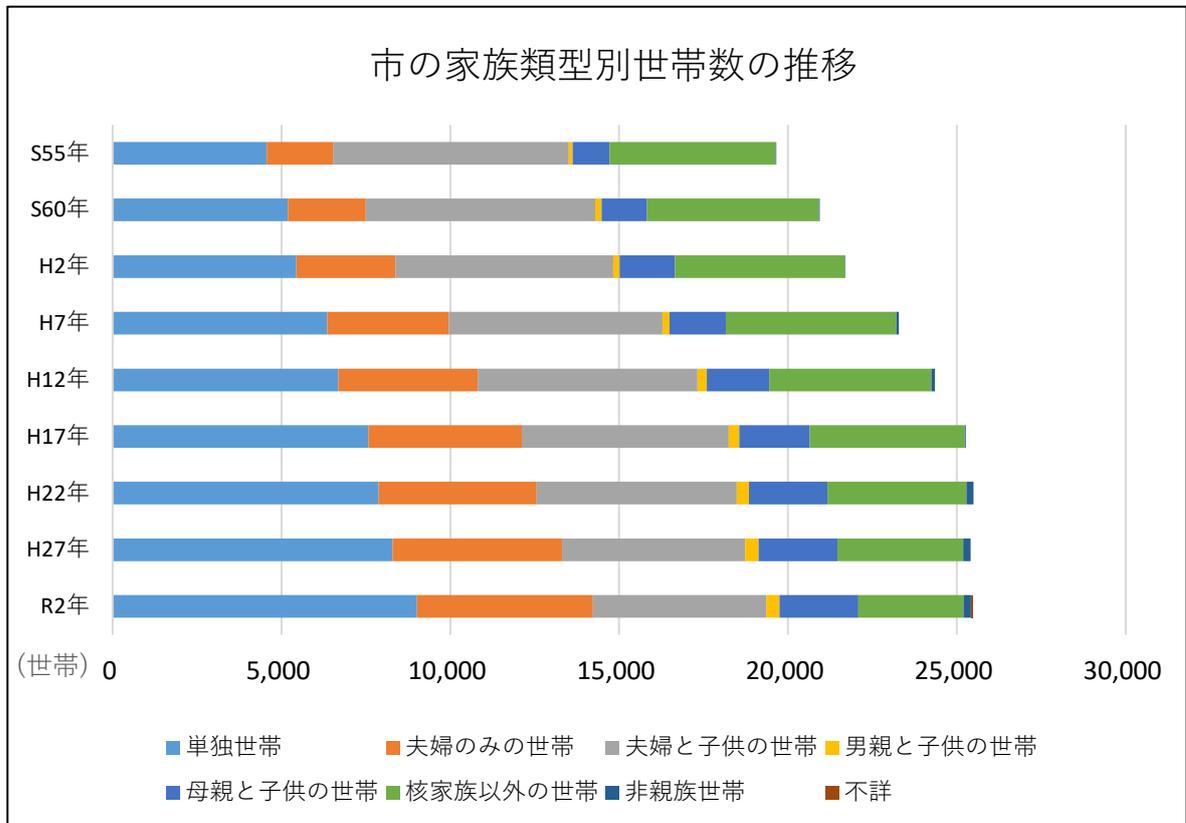


出典：総務省「国勢調査」



※国勢調査では、「施設等の世帯」以外の世帯を「一般世帯」という。

出典：総務省「国勢調査」

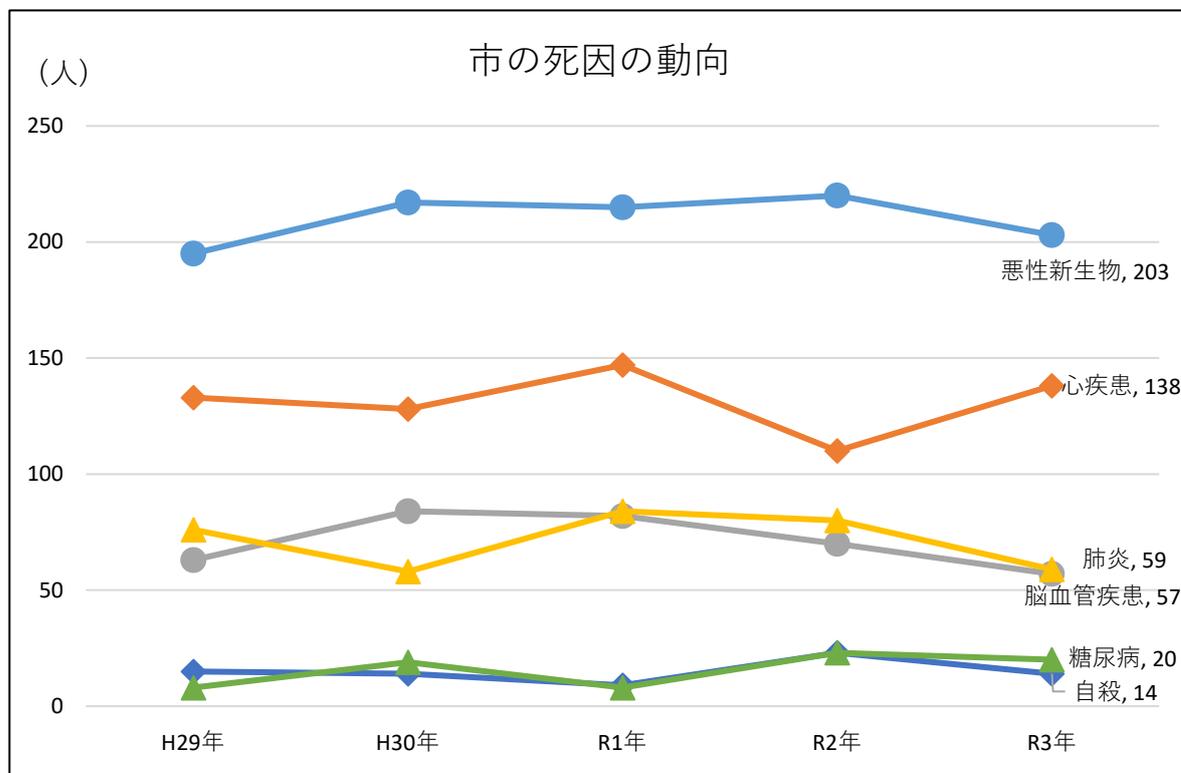


出典：総務省「国勢調査」

(2) 市の健康問題

①死因の動向

- ・主要死因別の死亡者数は、「悪性新生物」が一番多く、次いで「心疾患」、「肺炎」となっています。

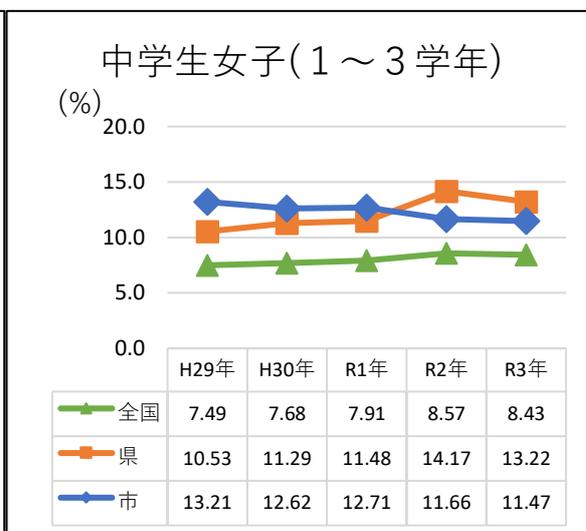
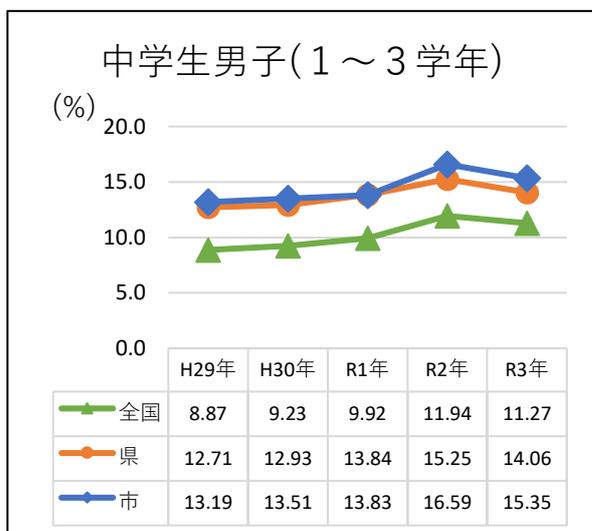
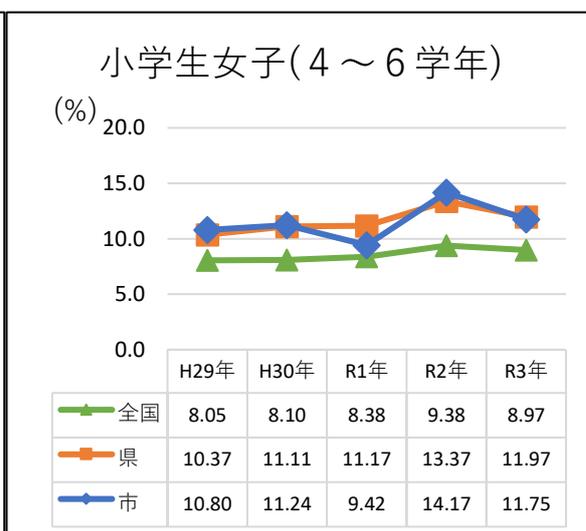
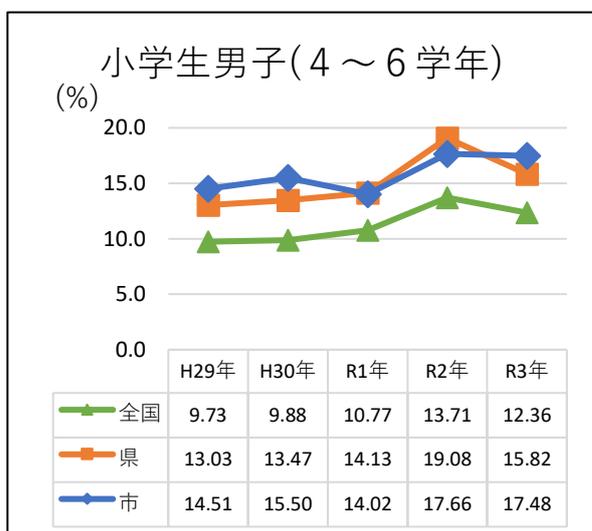
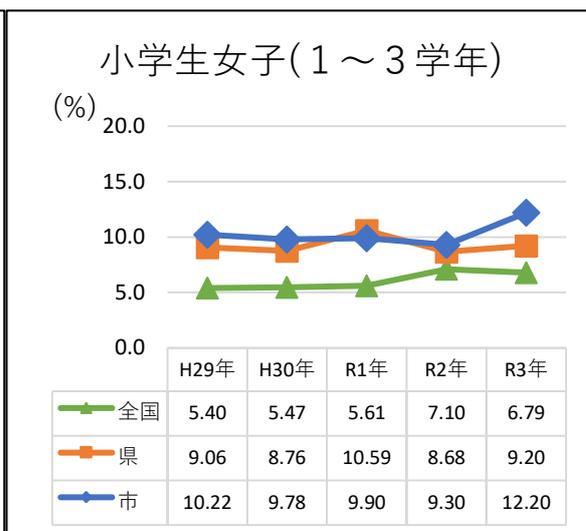
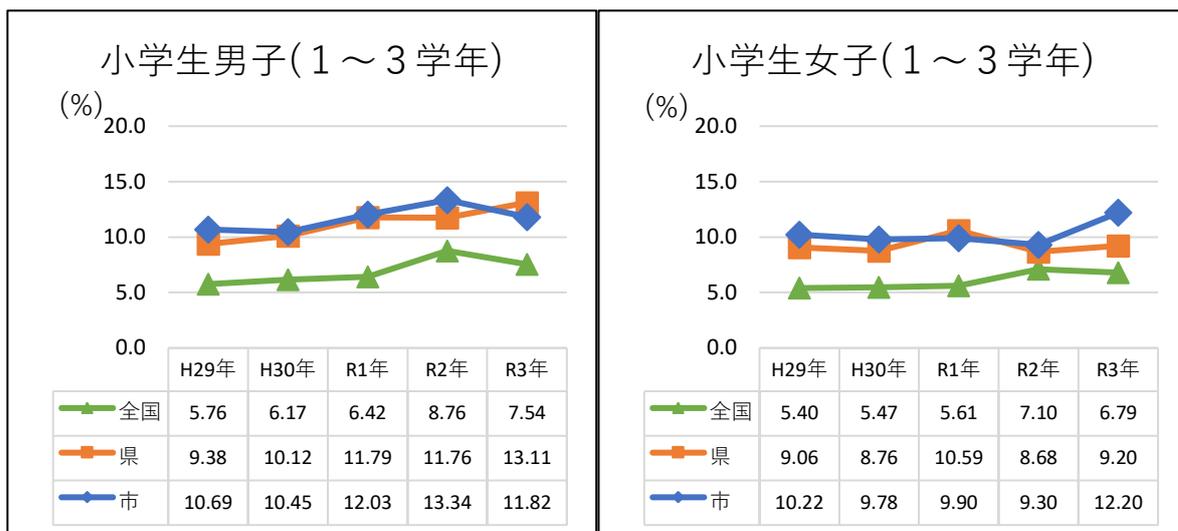


出典：青森県保健統計年報

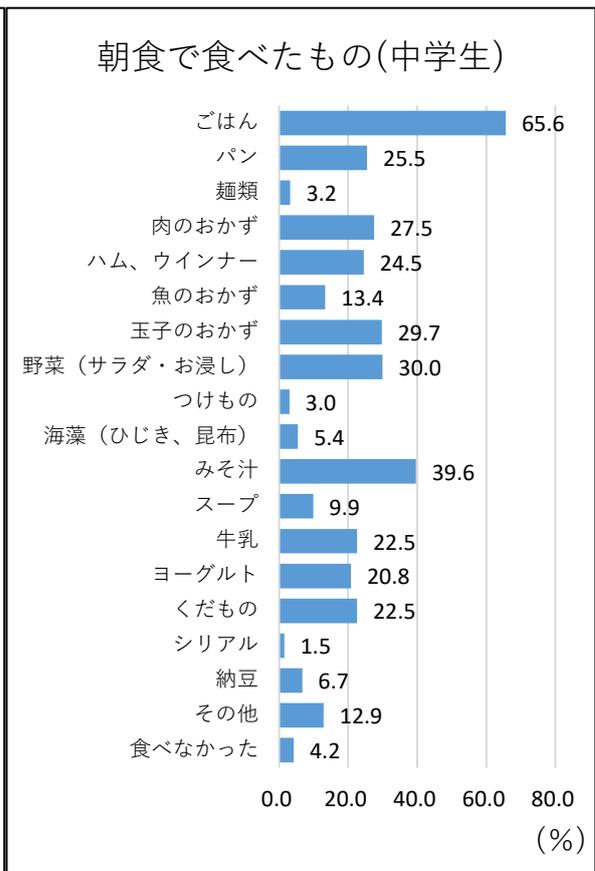
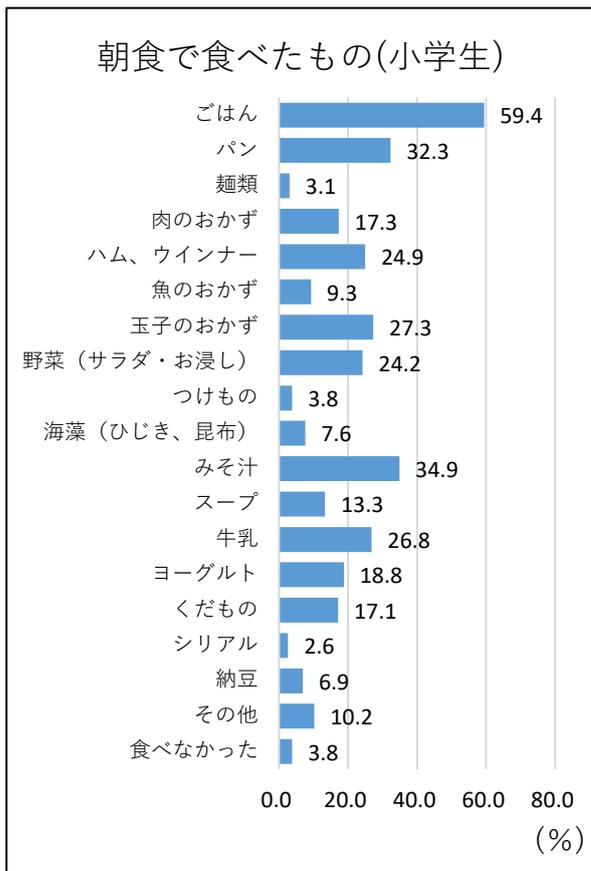
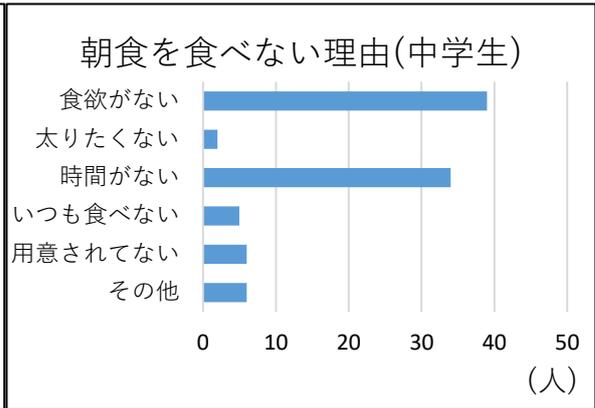
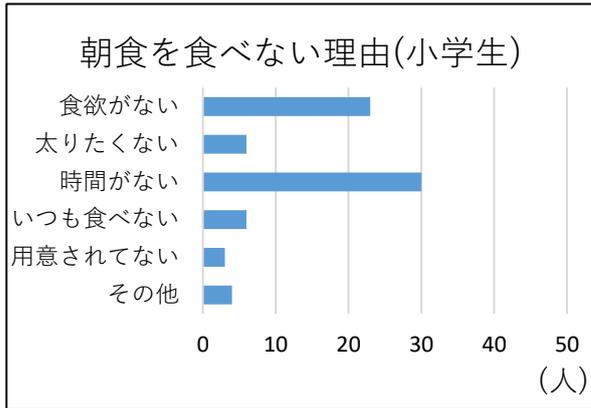
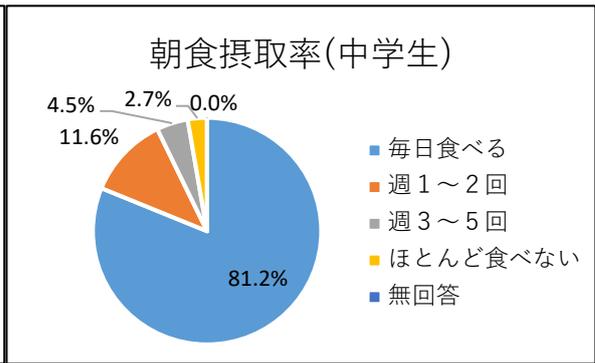
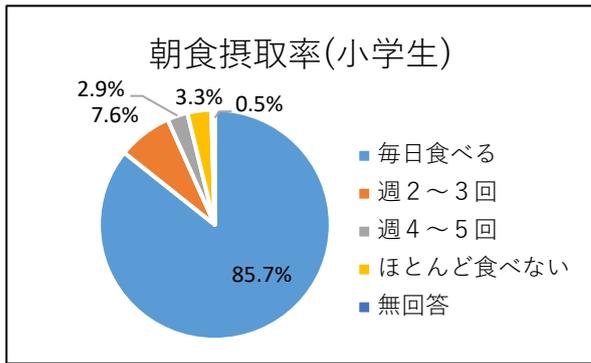
②食に関する健康問題の増加

- ・市の児童生徒の肥満傾向児出現率は、全年齢で全国平均を上回っており、県内でも比較的多い傾向にあります。
- ・学校給食センターで実施している朝食アンケート結果によると、市内小中学生の朝食摂取率は約8割であり、朝食を食べない理由として「食欲がない」「時間がない」との回答が多くみられます。また、朝食で食べたものとして、主食はパンよりごはんが多く、主菜は玉子のおかず・ハム・ウインナー・肉のおかずと回答した割合が多いです。しかし、野菜や海藻などの副菜を食べたと回答した割合は3割程度で、主食・主菜・副菜をそろえてバランスよく食べている児童は約4割、生徒は約5割となっています。
- ・十和田市特定健康診査の結果から見た40～60歳代の肥満者の割合は33.0%であり、特に40歳代男性の肥満者の割合は48.3%と高い傾向にあります。
- ・令和4年度十和田市健康づくり基本計画「第2次健康とわだ21」健康づくりに関するアンケート（令和4年度健康づくりに関するアンケート）では、20～30歳代の約半数が、毎日または週に数回外食・中食を摂取、毎日またはほとんど毎日菓子・甘味飲料を摂取していると回答しています。

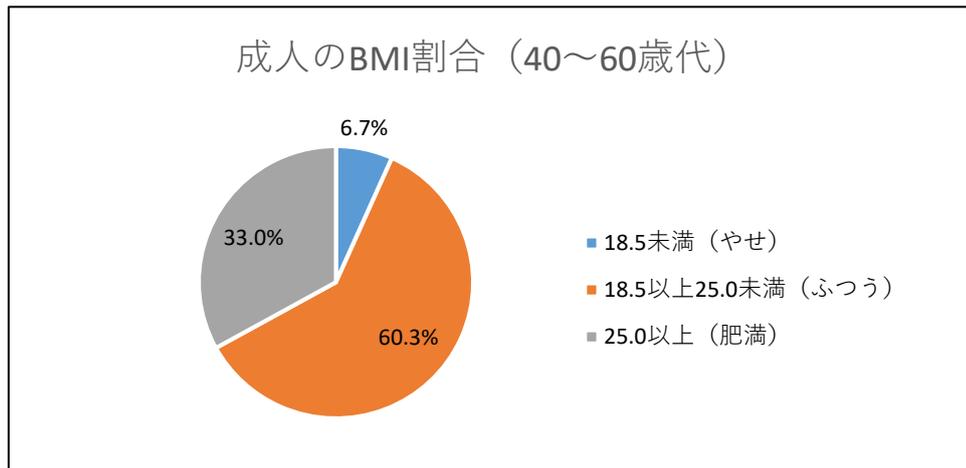
市の小中学生 肥満傾向児出現率の推移



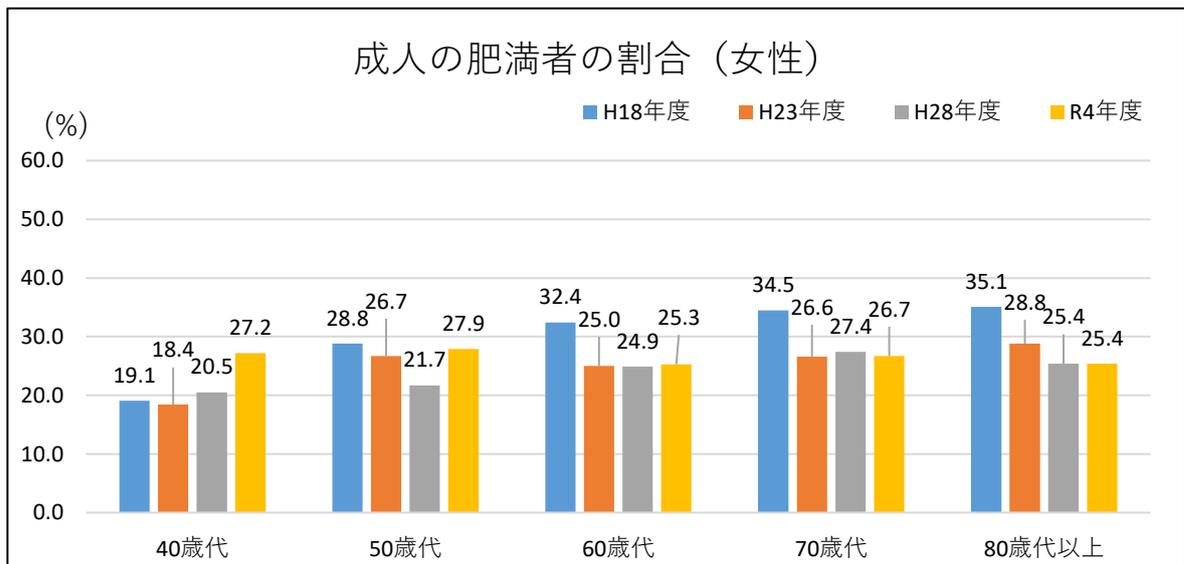
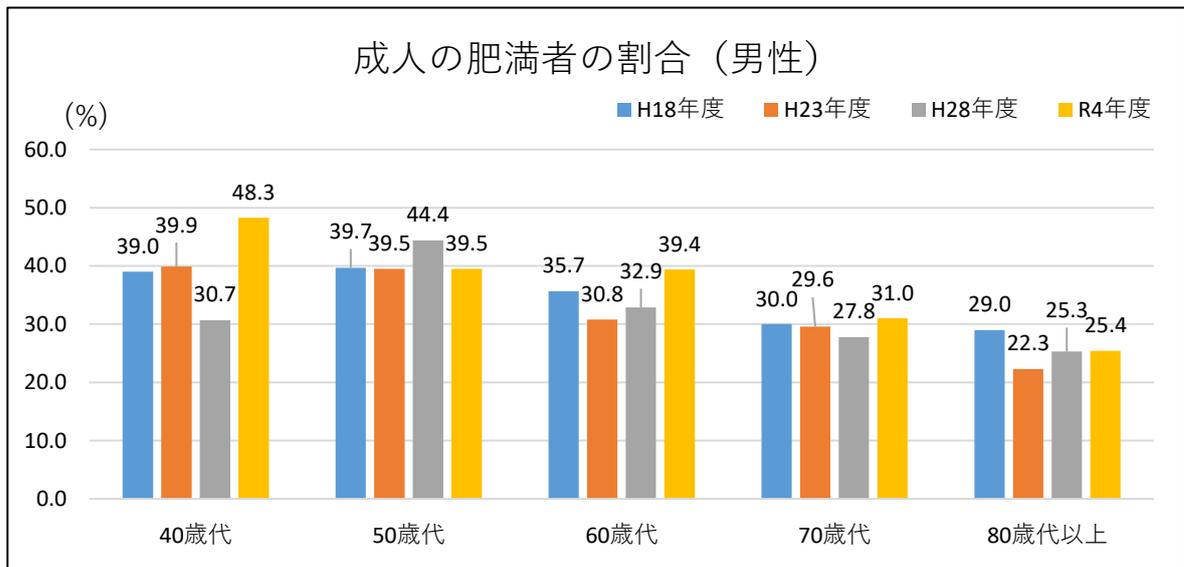
出典：市教育委員会「十和田市学校保健統計」



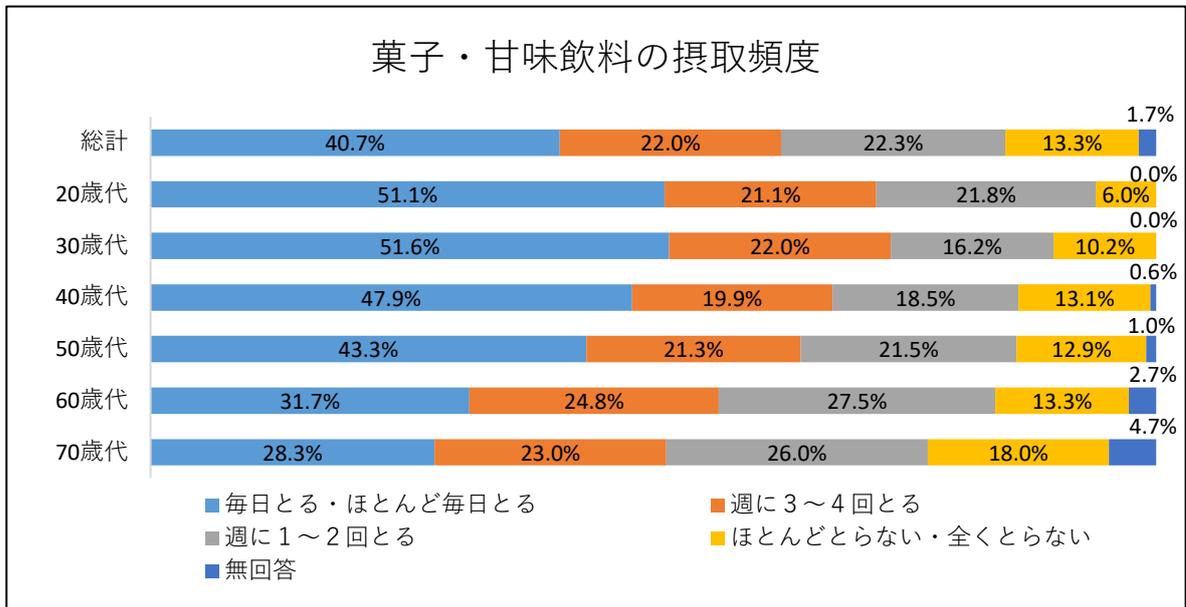
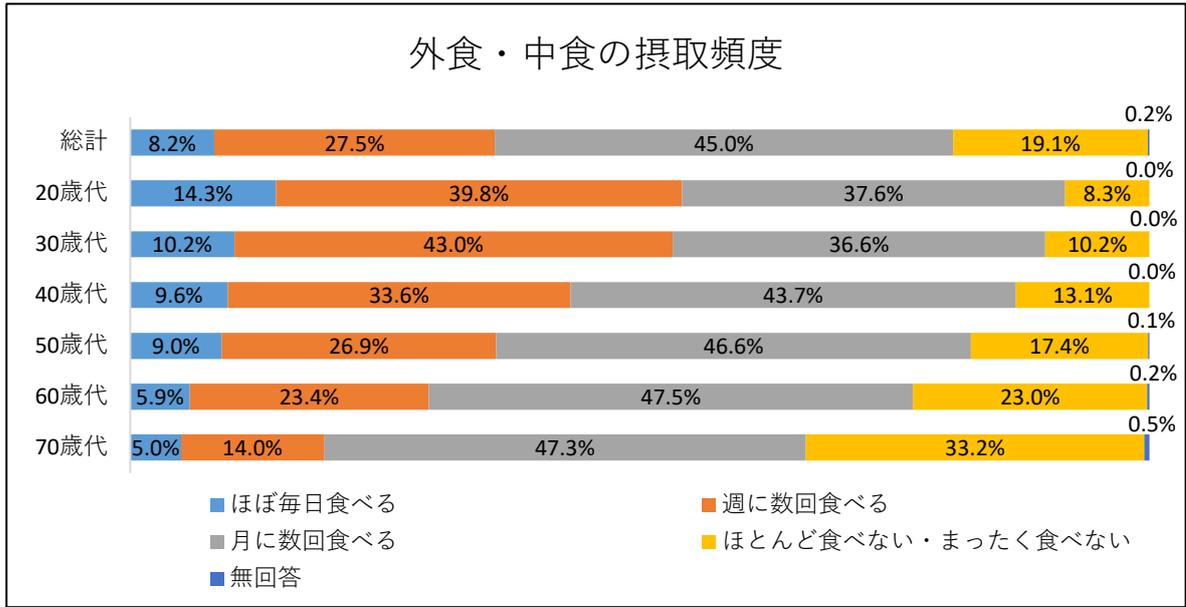
出典：令和4年度朝食アンケート



出典：令和4年度十和田市特定健康診査



出典：十和田市特定健康診査



出典：令和4年度健康づくりに関するアンケート

2 第3次計画の成果

達成状況の評価： A=目標値に達した B=目標値に達していないが改善傾向にある
C=変わらない D=悪化している E=評価困難

指標	平成29年度 現状値	令和5年度 目標値	現状値	評価	備考
妊婦の適正体重の維持 低体重（やせ）BMI※ ¹ 18.5未満 ふつう BMI 18.5～25.0未満 肥満 BMI 25.0以上	42.2% ※ ² 67.7% ※ ³ 30.8% ※ ⁴	70.0%※ ² 80.0%※ ³ 50.0%※ ⁴	71.9% ※ ² 41.1% ※ ³ 42.4% ※ ⁴	A D B	令和4年度乳児 家庭全戸訪問事 業より
間食を与える時間を決めている家 庭の割合の増加 1歳6か月児 3歳6か月児	84.4% 85.3%	95.0% 95.0%	87.8% 80.1%	B D	令和4年度乳幼 児健康診査問診 状況より
甘味食品飲料を頻回に摂取する習 慣のある幼児の減少 1歳6か月児 3歳6か月児	35.9% 38.2%	10.0% 8.0%	11.2% 17.8%	B B	令和4年度乳幼 児健康診査問診 状況より
朝食摂取率 小学生 中学生	83.4% 81.1%	100% 100%	84.2% 75.3%	C D	令和5年度小中 学校食生活アン ケートより
肥満傾向児の出現率 小学生男子（1～3学年） 小学生男子（4～6学年） 小学生女子（1～3学年） 小学生女子（4～6学年） 中学生男子 中学生女子	10.1% 14.8% 9.6% 13.6% 12.7% 11.3%	8.0% 8.0% 8.0% 8.0% 8.0% 8.0%	11.3% 18.3% 13.0% 14.6% 16.3% 13.5%	D D D D D D	令和4年度十和 田市学校保健統 計より
家族そろって食事をする割合 小学生：1日1回以上 中学生：1日1回以上	62.0% 64.7%	80.0% 80.0%	67.6% 72.4%	B B	令和5年度小中 学校食生活アン ケートより
成人の朝食摂取率 男性 女性	85.3% 85.0%	100% 100%	73.4% 79.0%	D D	令和4年度健康 づくりに関する アンケートより
成人の肥満者の割合（40～60歳代）	28.6%	20.0%	33.0%	D	令和4年度特定 健康診査結果よ り
家族そろって食事をする割合 成人：1日1回以上	76.5%	80.0%	70.9%	D	令和4年度健康 づくりに関する アンケートより
食育に関心を持っている市民の割 合	84.1%	90.0%	78.0%	D	令和4年度健康 づくりに関する アンケートより
栄養バランスを心がけて食生活を送 っている人の割合	81.6%	85.0%	78.7%	D	令和4年度健康 づくりに関する アンケートより

※1 肥満度を表す指標として国際的に用いられている体格指数。BMI=体重(kg)÷身長(m)²で算出。

※2 非妊娠時の体格区分がBMI 18.5未満の妊婦のうち、妊娠全期間を通しての推奨体重増加量が9～12kgであった妊婦の割合

※3 非妊娠時の体格区分がBMI 18.5～25.0未満の妊婦のうち、妊娠全期間を通しての推奨体重増加量が7～12kgであった妊婦の割合

※4 非妊娠時の体格区分がBMI 25.0以上の妊婦のうち、妊娠全期間を通しての推奨体重増加量がおおよそ5kgであった妊婦の割合

3 今後の課題

(1) 子育て家庭における規則正しい食習慣の確立

乳幼児期に確立された食生活は、大人になってからの食生活に大きな影響を与えます。乳幼児期からの食習慣の乱れは、肥満ややせ、将来の生活習慣病のリスクを高めます。

子どもの食生活の大部分を担っているのは家庭であることから、保護者が食育への理解を深め、家族一体となって望ましい食生活を形成していく必要があります。

(2) 学齢期は、生涯にわたって健やかに生きるための基礎を培う

学齢期の子どもにとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼします。子どもの頃に身についた食習慣を大人になって改めることは、容易ではありません。栄養や食事のとり方などについて、正しい基礎知識に基づいて自ら判断し、食生活をコントロールしていく、食の自己管理能力を身につけさせることが大切です。

児童・生徒の肥満割合が高い傾向にあることと、朝食摂取率が低いことから生活リズムの乱れが懸念されます。これからの市の将来を担う人間として、子どもに対する食育については、家庭を中心としつつ学校においても積極的に取り組んでいくことが重要です。また、子どもに望ましい食習慣を身につけさせることは、次の世代の親への教育であるという視点から、学校・家庭・地域が連携して、食環境の改善に努め、健全な食生活を実践できるように、「食育」に取り組んでいく必要があります。

(3) 働き盛り世代における肥満や生活習慣病の予防・改善

働き盛りの世代では、肥満者の割合が増加する傾向にあり、その背景として、ライフスタイルや家族形態の変化による不規則な食事が原因の一つであることが考えられます。また、食事リズムや栄養バランスの乱れは、生活習慣病の原因になります。このような中で、肥満や生活習慣病の予防・改善などの健康問題を解決するためには、市民一人ひとりが食と健康に関する知識を備え、理解を深めることが大切です。

4 食育の基本方向

ライフステージに対応した食育の推進

家庭における子どもの頃からの食育の実践を基本として、あらゆる世代の市民が食や健康への理解や関心を深め、健全な食生活を実践することができるよう、ライフステージに対応した食育の取り組みを推進します。

5 食育の重点推進事項

(1) 子育て家庭における食育

①基本的な考え方

肥満ややせ、生活習慣病の予防のため、望ましい食習慣を身につけ、生涯にわたって健全な食生活を実践していくためには、子どもの頃からの食育が重要です。

子どもの食生活の大部分を担っているのは家庭であることから、保護者が食育への理解を

深め、共に食卓を囲むなどして家庭で実践していくことが求められます。

一方で、家族形態の変化やライフスタイルの多様化、就労時間や勤務形態の多様化などにより、家庭の力だけでは食育の実践が難しくなっています。そこで、保育所・認定こども園・幼稚園（以下「保育施設等」という。）・子育て支援センターなどの関係機関と連携し、食育に取り組むことが必要です。

②具体的な取り組み

a 望ましい食習慣や生活リズムの形成

- ・母子健康手帳交付時に、妊娠期の食生活に関する情報提供を行います。
- ・パパママ教室を通じて、妊産婦の栄養や産後の家族の栄養について集団指導を行います。
- ・4か月児健康診査では、食習慣の形成の基礎となる離乳食の進め方について集団栄養指導を行います。
- ・1歳6か月児健康診査、2歳児発達健康診査、3歳児健康診査では、「早寝・早起き・朝ごはん」の生活リズムや、各時期の子どもの特徴を理解し、この時期から身につけたい食習慣についてチラシやパンフレットを用いて情報提供し、必要に応じて指導します。特に、肥満・やせ傾向にある子どもに対しては、将来の生活習慣病予防のために個別指導を行います。
- ・栄養相談などを通じて、妊婦に対しそれぞれの健康状態・ライフスタイルに応じた栄養指導を行います。また、保護者に対し、乳幼児の健康状態・ライフスタイルに応じた栄養指導を行います。
- ・依頼に応じて、乳幼児期の食生活に関する健康教育を実施します。
- ・広報などにより、国が定める毎年6月の食育月間や毎月19日の食育の日を周知するとともに、家族一緒に食事をする事の大切さを伝えます。
- ・保育施設等では、子どもや保護者が食に関心をもち、食育を実践できるよう働きかけます。

（2）学齢期の食育

①基本的な考え方

学齢期は、望ましい食習慣を身につけ、生涯を通して健全な食生活を実践していくために大事な時期です。また、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼす重要な時期でもあります。児童・生徒の食に関する正しい知識や食を選択する能力のほか、「早寝・早起き・朝ごはん」の基本的な生活習慣をしっかりと身につけさせることが大切です。このように、学齢期は、子どもが生涯を通じて心身ともに豊かな生活を営むための自己管理能力を身につける時期であるため、家庭を中心としつつ、一日の大半を過ごす学校と連携した取り組みが重要です。

また、学齢期に続く高校生・大学生の期間は、食生活の実践者となることを間近に控える時期であり、健全な食生活を送る技量として自炊する力を蓄えることの重要性が増すと考えます。

②具体的な取り組み

a 家庭・地域との連携による食育の推進

- ・給食だよりや広報などを活用し、食育の情報提供・情報共有を図ります。
- ・学校給食試食会、参観日、家庭教育学級などの研修事業をとらえて、講話などを実施し、保護者に対して食生活についての指導及び食育の推進をします。
- ・食育をテーマとした講演会開催や学校保健大会での実践発表や意見交換を行います。
- ・こども食堂などを開設し、地域との連携を図りつつ、共食の機会の提供などを行う食育を推進します。
- ・児童・生徒が自ら作る「弁当の日」に取り組む小・中学校を支援するとともに高校生・大学生等が自炊する力を身につける取り組みを推進します。

b 食に関する指導体制の充実

- ・学校毎に策定した食に関する指導の全体計画をPDCAサイクルで運営し、計画的に健康づくりや食育推進に取り組みます。
- ・教科及び領域などにおいて食に関する指導を行います。
- ・児童・生徒の食生活の自己管理能力育成のため、学校訪問を通して栄養教諭などによる食に関する指導を行います。

c 子どもの年齢・発達段階に応じた指導の推進

- ・生活リズムや基本的な生活習慣の確立のために、「早寝・早起き・朝ごはん」の推進や食に関する指導の充実を図ります。
- ・食に関する指導の資料を効果的に活用し、食物に関する興味関心と実践力育成を図ります。
- ・調理実習の実施を通して、食育について学び、食に関する知識や実践力を高める機会を増やします。
- ・野菜などを育てながら、その成長の様子を観察し、収穫の喜びや農作物に対する関心を育てます。

d 豊富な農林水産資源を生かした体験学習

- ・農業団体及び農家などの協力を得て実施する出前講座や農業体験学習を活用し、収穫の喜びや生産者への感謝の気持ち、自然への畏敬の念を育てます。
- ・地域団体などの協力を得て、伝統料理や健康的な食事作りのための調理実習を行い、健康への配慮や感謝の心の育成、食材を無駄なく利用することを学びます。

e 生きた教材としての給食及び安全・安心な給食の推進

- ・地域の実態に即した栄養管理による学校給食の提供をします。
- ・市産または県産食材（以下「市産等食材」という。）を活用した料理や郷土料理、行事食などを献立に取り入れます。
- ・「ふるさと産品給食の日」を設けて、市産等食材を豊富に使用した給食の提供を行います。
- ・あおり給食を実施し、児童・生徒が県産の食材を食べることで、地産地消について身近に感じ、地域の食材及び産業に興味関心を持つことと、バランスのとれた食事を知り自己管理能力を身につけられるよう指導します。

- ・配布する献立表に食材・栄養・健康・食生活に関すること、郷土料理などについて掲載し、食育に関する情報を提供します。
- ・食材納入業者に対し市産等食材を優先的に納品するよう協力要請をします。
- ・納入業者に対し食材の細菌検査書・生産履歴などの提出を要請し、安全な食材確保に努めます。
- ・給食センター見学会、給食試食会、健康会議及び学校保健委員会などを活用し、保護者に対する食育の意識高揚と実践力の育成を図ります。

(3) 働き盛り世代からの食育

①基本的な考え方

働き盛り世代では、単身世帯や共働きが多く、朝食欠食や遅い時間の飲食、偏食、過食、運動不足、睡眠不足など、自らの健康管理がおろそかになりがちです。また、不規則な生活が続くことで肥満や生活習慣病のリスクが高まります。

そのため、自らの健康状態を把握し、食生活を含む生活習慣を見直し、食事を選択する能力や自己コントロールできる能力を身につけ、自分に合った食生活を実践できるよう支援することが必要です。

②具体的な取り組み

a 生活習慣病予防や改善につながる食育の推進

- ・依頼に応じて健康教育を実施し、朝食の重要性、適正体重の維持、バランスの良い食事、食事リズム、減塩、野菜摂取など、食に関する正しい知識が習得できるよう支援を行います。
- ・広報や市内イベントなどの機会を活用し、生活習慣病予防について情報提供を行います。
- ・生活習慣病予防や改善を目的として、個々の健康状態に応じた栄養相談を行います。

b 食生活改善推進員などの食育ボランティアの育成と活動の推進

- ・健康的な地域づくりを目指して、地域の栄養改善を組織的に推進していくための健康づくりリーダーを養成するため、食生活改善推進員養成講座を開催します。
- ・食生活改善推進員などの食育ボランティアを通じて、家庭や地域に対し、生活習慣病予防のための食生活の普及啓発を行います。

6 食育推進の目標値

指標	現状値	令和11年度 目標値	備考
間食を与える時間を決めている幼児の割合 1歳6か月児 3歳6か月児	87.8% 80.1%	90.0% 85.0%	令和4年度乳幼児健康 診査問診状況より
甘味食品飲料を頻回に摂取する習慣のある 幼児の割合 1歳6か月児 3歳6か月児	11.2% 17.8%	10.0% 15.0%	令和4年度乳幼児健康 診査問診状況より
朝食摂取率 小学生 中学生	85.7% 81.2%	90.0% 85.0%	令和4年度朝食アンケ ートより
肥満傾向児の出現率 小学生男子 小学生女子 中学生男子 中学生女子	14.8% 13.8% 16.3% 13.5%	10.0% 10.0% 10.0% 10.0%	令和4年度十和田市学 校保健統計より
成人の朝食摂取率	76.8%	85.0%	令和4年度健康づくり に関するアンケートよ り
適正体重を維持している者の割合（40～60 歳代）※	60.3%	66.0%	令和4年度特定健康診 査データより
食育に関心を持っている市民の割合	78.0%	85.0%	令和4年度健康づくり に関するアンケートよ り
栄養バランスを心がけて食生活を送ってい る人の割合	78.7%	85.0%	令和4年度健康づくり に関するアンケートよ り

※ BMI 18.5以上25.0未満の者の割合で算出

第4章

地産地消編

1 地産地消の現状

市は、米、野菜、畜産などいずれも県内トップクラスの生産を誇る「食材の宝庫」です。中でも、生産量日本一であるにんにくをはじめ、長いも、ごぼう、ねぎは全国的に市場評価が高く、また、十和田湖和牛や十和田湖ひめすは地域の特産品となっています。

地産地消の推進は、安全・安心な市の農産物を市民に提供し、健康で豊かな生活を実現するとともに、市内の農業や食品産業などの産業振興を通じた地域の活性化にもつながる重要なテーマとなっています。

(1) 農産物直売所

市内における農産物直売施設は、市内2つの道の駅や各スーパーのインショップの拡充に加えて、令和2年にはJA十和田おいらせで運営する店舗が新設されるなど、市農産物を購入できる場所の充実が図られています。

また、農産物直売所は、生産者の顔が見える販売所として、生産者と消費者を結び付け、市農産物への信頼を高める拠点となっています。

(2) 学校給食

市の学校給食は、市内のすべての小中学校を管轄するセンター方式で運営されています。

主食となる米は、市産の「まっしぐら」を使用しているほか、平成23年度から市産米粉を原料とした米粉パン、米粉うどんも提供しています。

毎年6月と11月に実施する「ふるさと産品給食の日」では、市産等食材を多く取り入れた給食を提供するほか、食材への理解を深めるため、その日に使用したふるさと産品について給食だよりへ掲載し、給食時間の放送資料として学校で活用されています。

令和2年度から、児童生徒が県産の食材を食べながら、地産地消について身近に感じてもらい、地域の食材及び産業に興味関心をもつことと、バランスのとれた食事を知り、自分の健康を守る能力を身につけることを目的として「あおもり給食」を実施しています。

「あおもり給食」では、市産等食材を多くとり入れたメニューを提供し、児童・生徒には当日の給食のレシピを紹介したプリントを配布しています。

また、市では学校給食の地元産食材使用率を向上させるため、平成30年度から学校給食センターへ地元産食材を提供する取り組みを行っています。

(3) 商品づくり

市内の食品加工業者では、特産のにんにく、長いも、ごぼう、ねぎを使用した加工品、さらには、市産りんごを使用した「ジュース」や「ジャム」、十和田湖和牛や市産短角牛を使用したレトルト商品など、市産食材を活用した商品の製造が盛んに行われています。市では、この活動を推進するため、継続して商品づくりの支援事業を行っています。

(4) 消費者との交流

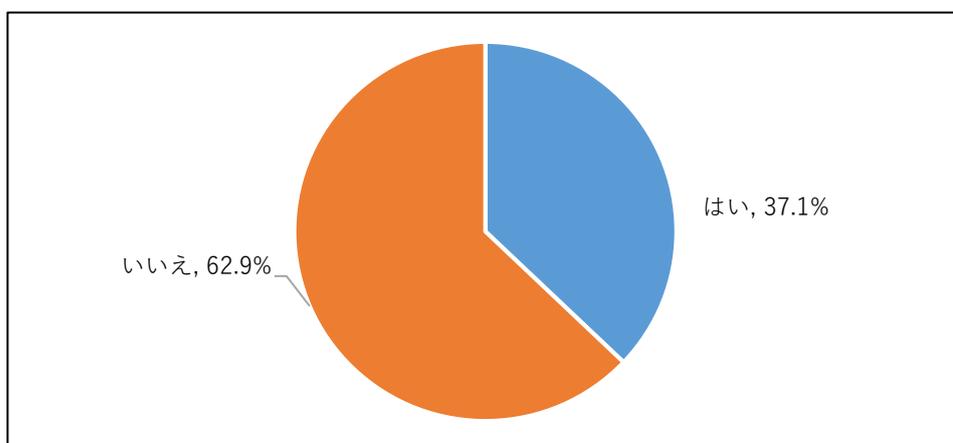
市では、十和田農業体験連絡協議会が主体となり、市内及び周辺小中学生を対象とした野菜収穫などの農業体験や県内外の修学旅行生の受け入れを行っており、生産者と消費者が直接交流する機会としてグリーン・ツーリズムを推進しています。

また、市は日本野菜ソムリエ協会と平成 22 年に自治体パートナーを締結しており、野菜ソムリエと連携するなど飲食店や青果店などの関係者を招聘する事業を実施しています。

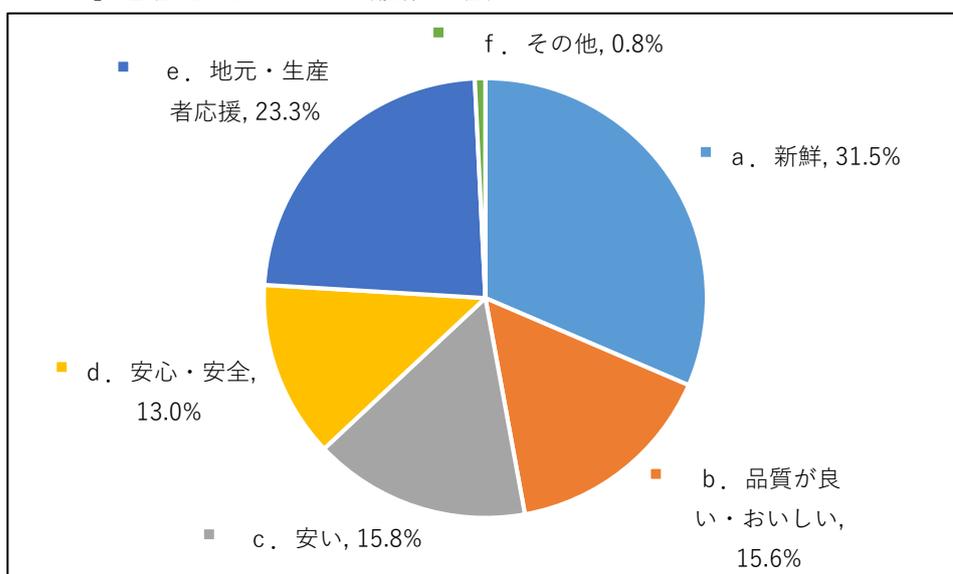
この他、保育施設等の給食に市産食材を提供し、とわだ産品PRキャラクター「十和田ふぁみりーず」を活用した園児への周知活動や、保護者に向けて提供食材の理解を深める通信紙を発行しています。

(5) 令和4年度「地産地消について」アンケート結果

1 . 買い物の際、普段から十和田産の食材を意識して購入していますか？



① 「はい」と答えた人の理由（複数回答）

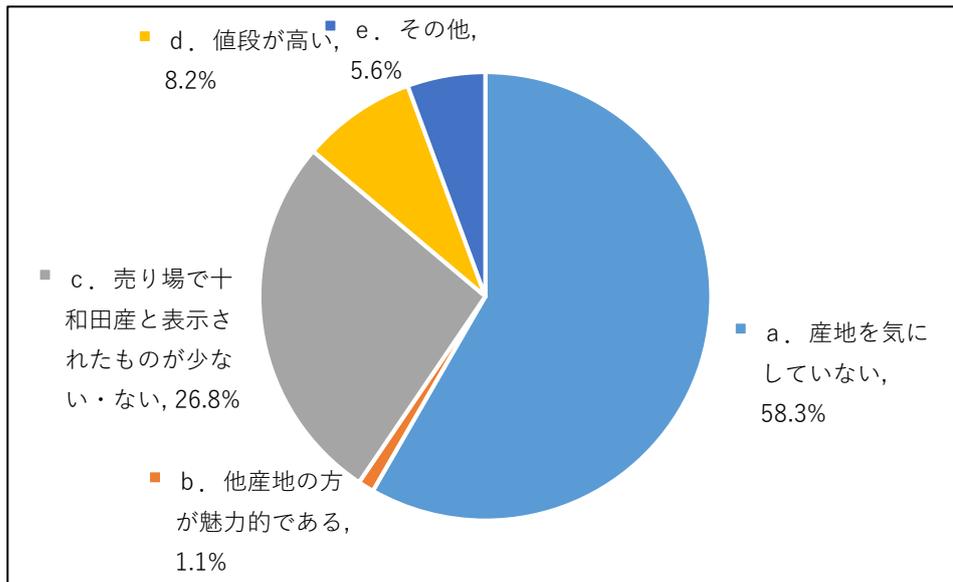


その他の理由

- ・食品ロスを考えて
- ・直売所が好きだから
- ・幼少の頃から慣れ親しんでいる

- ・生産者でもあるから

②「いいえ」と答えた人の理由（複数回答）



その他の主な理由

- ・安いものを購入している
- ・国産・県産であることは意識している
- ・購入するうえで、意識していることはない
- ・品質が良ければ購入する

2. 十和田産の食材を購入する意欲が高まり、実際に購入しやすくするためには、どのようなことが必要だと感じますか？（一部抜粋・編集）

- ・値段を安くする
- ・ブランド化（価格が高くなっても）
- ・スーパーやコンビニ、ドラッグストアなどでの販売
- ・スーパーで十和田産食材コーナーの設置や、売り場面積拡大（十和田産であることがわかるように）
- ・パッケージや十和田産シールの貼付け
- ・魅力的なキャッチフレーズがあれば多少高くても買うと思う
- ・他産地と並べポップなどで表示（子連れの買い物で、複数箇所を見るのが大変なため）
- ・生産者の顔や思いがわかればいい
- ・新鮮なものを買いたいので、収穫時期の表示
- ・土や虫が付いている量が多く感じるので改善してほしい
- ・子どもなどに収穫体験をさせ、野菜を意識させる
- ・給食などでの利用（子どもがおいしいといえれば購入する）
- ・レシピや食材の特徴も一緒に設置してほしい
- ・レシピコンテスト
- ・道の駅、かたあ〜れに行きたくなるようなイベントの開催

- ・ポイントや割引などのメリットがあればいい
- ・少量パックやカット野菜、ミールキットのようなセットでの販売
- ・規格外品の販売
- ・移動販売の活用、宅配サービス
- ・自治体による地産地消についての発信
- ・市から生産者に向けて、イベント出展（市内で行われているマルシェなど）の周知
- ・広告、TVCM、ポスター、広報、SNSなどでのPR
- ・生産者が売りやすいように店への手数料をなくす
- ・都市部で人気を得ることで、地元でも人気になるようにする
- ・新鮮、品質が良い・おいしい、安い、安心安全、地元・生産者応援の重要性をPRする

2 第3次計画の成果

達成状況の評価： A=目標値に達した B=目標値に達していないが改善傾向にある
C=変わらない D=悪化している E=評価困難

指標	平成29年度 現状値	令和5年度 目標値	現状値	評価	備考
「地産地消」を言葉の意味を含め知っている人の割合	78.1%	80.0%	80.7%	A	令和4年度健康づくりに関するアンケートより
市産の農産物を意識して購入している人の割合※	52.3%	70.0%	37.1%	E	令和4年度市内保育施設等園児の保護者「地産地消」アンケートより
学校給食での市産食材の使用割合	7.6%	12.0%	13.7%	A	令和4年度地元産食材使用重量割合実績より
学校給食での県産食材の使用割合	54.7%	58.0%	64.9%	A	
グリーン・ツーリズムなどでの農業体験の受け入れ者数	228人	290人	279人	B	令和4年度十和田農業体験連絡協議会受入実績より

※ 平成29年度現状値は、市立小・中学校児童・生徒の保護者を対象としたバイキング給食アンケートの結果であったが、令和2年度からのコロナ禍により当事業が休止となったことから、令和5年度現状値は令和4年度における市内保育施設等の園児の保護者を対象とした「地産地消」アンケートの結果とした。

3 今後の課題

(1) 地産地消に対する正しい情報の提供

市民による地産地消を推進するためには、地産地消の言葉を知ってもらうとともに、地産地消のメリットを伝え、正確な判断と行動につなげるための正しい情報を、入手しやすい形で、出来る限り迅速に提供することが求められています。

身近で日常的に触れる機会の多い、市の広報物やインターネット、マスメディアを利用した

情報発信は重要ですが、さらに踏み込んで地産地消についての理解を深めるためには、このような一方的な情報発信だけではなく、イベントや講習会、または交流活動などの機会を通じて、周知に努めていくことが、重要な課題となっています。

(2) 地産地消に資する食品関連事業者の取り組みの推進

地産地消を推進するためには、「消費者」の日常的、主体的な取り組みを啓発していくことだけではなく、具体的な行動に結びつけるための環境づくりが大切です。消費者のニーズに合った安全・安心な農林水産物の生産や商品づくり、さらには、県産や市産の区別など分かりやすく買いやすい工夫した売場の整備など、生産現場から食卓までをつなげる食品関連事業者や関係団体の理解と積極的な協力が必要です。

(3) 地産地消を進めるための関係団体の連携

地産地消を推進するには、「消費者」である一般市民だけでなく、生産や流通を担う事業者を含めた関係者が意義や目標を共有し、各々がどのような活動をすべきか考える必要があります。このことから、関係者が共通認識を持てる懇談の場、意見交換の機会をつくり、連携を図っていくことが求められます。

また、環境・食料問題の観点から、年間 523 万 t（日本、令和 3 年度推計）にも上る「食品ロス」と称する「本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品」が問題になっています。食品ロスを削減する取り組みを実効性のあるものにするためには、地産地消の推進と同様、消費者である個人や家庭のほか、供給者である事業者とも目的を共有し一体となって進めることが重要です。

(4) 市産農産物の認知の促進

市が生産量日本一であるにんにくの他、長いも、ごぼう、ねぎの主要 4 野菜など、地産地消として活用が期待される市産農産物の認知が市民に対しても十分に浸透していない状況です。

また、畜産物は豚肉及び牛肉の生産量が東北管内においても上位に位置付けられており、水産物では十和田湖ひめますが地域団体商標に登録されているにもかかわらず認知が十分とは言えないところです。

市の基幹産業である農林水産業の振興のため、関係者が機会を見て継続して周知を行う必要があります。

4 地産地消の基本方向

安全・安心な食環境づくりと地産地消の推進

地域の農産物を活用した安全・安心な「食」を提供し、農業や食品産業などの産業振興のみならず、市民の心身の健康づくりや地元への愛着が深まる地産地消を推進します。

地産地消の推進により、次のような効果が期待できます。

(1) 「生産者」と「消費者」の結びつき強化

・消費者にとって、「顔が見える関係」で生産状況なども確かめられ、新鮮な農林水産物を消費で

きる

- ・消費者ニーズに対応した生産が展開できる
- ・自給率の向上につながる
- ・消費者と生産者の交流が図られ、食育の機会としても位置付けられる
- ・地域の食材を活用して地域の伝統的な食文化の継承につながる

(2) 地域の活性化

- ・生産者と関連事業者などとの連携による地元産農林水産物の消費の拡大につながる
- ・小規模な生産者に所得機会が創出される

(3) 流通コストの削減

- ・流通コストが削減され、生産者の手取りの確保につながる
- ・輸送距離を短くして地球温暖化などの環境問題に貢献できる

5 地産地消の重点推進事項

(1) 地産地消についての理解の促進

①基本的な考え方

消費者に対して、「地産地消とは何か」「地産地消のメリットは何か」を理解してもらうため、分かりやすく正確な情報を提供することが必要であり、メディアやイベントを通じた啓発活動のほか、食育や地産地消に関係する団体が行う講習会、料理教室などの交流活動の機会を活用した情報発信を継続していくことが必要です。

②具体的な取り組み

a 情報発信

- ・市ホームページや市公式 SNS、広報とわだなど、市民が情報を入手しやすい媒体を活用して、積極的な情報の発信を継続的に行います。

b 関係団体との連携

- ・食育や地産地消に関係する団体が行う講習会や料理教室などにおいて、主催団体と連携し、地産地消に関する情報提供や懇談などを行います。

c 学校給食の活用

- ・小中学生及びその保護者に向けた配布物「学校給食の献立のお知らせ」を活用し、地産地消についての情報を発信します。

d 市内保育施設等給食の活用

- ・市内保育施設等の園児に向けて、とわだ産品 PR キャラクター「十和田ふぁみりーず」を活用した周知やその保護者に向けた食材通信の発行、アンケートの実施などを行います。

(2) 生産者と消費者の相互理解を深めるための交流活動の実施

①基本的な考え方

地域で生産される農産物やその生産現場についてよく知り、理解を深めることが重要です。交流や体験を通じて、食材が家庭に届けられるまでに、生産、加工、販売に至るまでの様々な工夫や努力の工程を知るとは、地元への愛着や地産地消についての意識の向上に役立ちます。このため、消費者と生産者、加工業者、販売業者との交流活動を推進するとともに、市民農園などにおいて市民が農業を体験できる機会を提供していくことが必要です。

②具体的な取り組み

a グリーン・ツーリズムの推進

- ・十和田農業体験連絡協議会と連携し、グリーン・ツーリズムによる農村交流、収穫体験などの機会の提供に積極的に取り組みます。

b 市民農園の開設

- ・市民ふれあい農園の開設により、市民が農業を体験できる機会を提供します。

(3) 環境に配慮した安全・安心な農業生産と6次産業化の推進

①基本的な考え方

環境に配慮した農産物の生産を行うことにより安全・安心であることを消費者にPRするとともに、それらの市産農産物を進んで利用してもらう環境を整えることが必要です。

また、加工品の製造・販売を地域内で行うことは、新鮮で旬な農産物や商品を提供できるほか、輸送コストの削減やCO₂の削減、地域経済の活性化など、環境保護や価格面においても大きなメリットがあります。

したがって、生産者や農業団体においては、消費者のニーズにあった生産に努めるとともに、6次産業化を推進し、所得の向上を図り安定した産地を形成するための取り組みが必要です。

②具体的な取り組み

a 生産工程の管理

- ・生産者においては、トレーサビリティの実施やHACCPなどを導入し、生産工程の管理体制の強化を図ります。

b 循環型農業生産の取り組み

- ・十和田地域エコフィード推進協議会の活動を通じ、食品残渣の飼料化や堆肥としての活用を進め、環境に配慮した循環型の農業生産に取り組みます。

c 6次産業化への支援

- ・地域内連携による6次産業化への取り組みを推進し、生産者の所得向上を図るとともに持続的で安定的な産地形成を目指します。

(4) 市産食材を活かした特色ある加工品やメニューの開発

①基本的な考え方

消費者のニーズを捉えたうえで、地域の特色を活かした加工品や、メニューの積極的な開

発が重要です。このような取り組みは、食品加工業や、飲食業・観光業といったサービス業など「食」に関する産業を振興し、活力に満ち魅力ある地域経済を構築していくことにつながります。農業者と食品関連事業者の連携による商品開発など、関係者が一体となった環境づくりを進めていくことが必要です。

②具体的な取り組み

a 業者間のマッチング機会の創出

- ・加工事業者において市産食材を活用した商品開発が活発になるよう、業者間のマッチングなど、交流や情報交換の機会を創出します。

b 市産食材の活用

- ・飲食業や宿泊業において市産食材を活用してもらえるよう、情報提供を積極的に行っていきます。

c 市産食材のPR

- ・市内飲食店、宿泊業者などにおいて、市産食材のメニューや商品を取り入れ、PRできるよう支援します。

d 商品開発への支援

- ・商品開発に関する技術や知識の向上につながる研修会や専門家のアドバイスの機会の情報提供をするなど、食品関連事業者に対し支援します。

(5) とわだ産品の購入環境の整備

①基本的な考え方

市産の農産物や加工品が欲しい時に手軽に手に入る環境を作ることが重要です。これは、一般消費者のみならず、病院や福祉施設、保育施設、学校給食など、食事を提供する機会のある施設も同様です。農産物の購入には旬の情報や生産量の情報のほか、どこで購入できるかという情報をわかりやすく提供していくことが必要で、流通、販売事業者が地産地消推進に対して共通認識を持ち、供給体制を強化することが求められます。

②具体的な取り組み

a 販売スペースの拡大

- ・スーパーマーケットや小売店などにおいて、市産農産物や商品の販売スペースの拡大を図ります。

b 業者間の連携構築

- ・生産者や流通・販売業者の連携を図り、加工業者や飲食店が利用しやすい供給、販売体制の構築を検討します。

c 利用しやすい1次加工品への展開

- ・学校給食や給食を提供する施設などが利用しやすい、カットや冷凍などの1次加工品の製造環境の整備に努めます。

(6) とわだ産品のPR活動

①基本的な考え方

市は、県内有数の農業地帯であり、米やにんにく、長いも、ごぼう、ねぎなどの野菜類、「ガーリックポーク」や「十和田湖和牛」などの畜産物、さらには「十和田湖ひめます」などの水産物まで豊富な食材に恵まれており、これらを加工した商品も数多くあります。まずは、地産地消の観点から地域の消費者に知ってもらい、日頃から利用してもらうことが重要です。

②具体的な取り組み

a 販売店舗の情報提供

- ・市産の農産物や商品を販売している農産物直売施設や小売店の情報提供を行います。

b 市産食材の提供

- ・市内の小中学校・保育施設等に対する食材提供事業を行うことにより、市産等食材の良さをPRし、継続的な利用を図ります。

c 新商品の情報提供

- ・新商品のお披露目会を実施し、周知を図ります。

d とわだ製品の認知度向上

- ・「十和田ふぁみりーず」によるPR活動により、とわだ製品の認知度向上を図ります。

(7) 関係機関の連携の構築

①基本的な考え方

地産地消は、市民の豊かな食生活や健康づくりのためだけではなく、農業や食品産業振興につながるものであり、活気あるまちづくりのため、地産地消の主役である市民の日常のかつ自発的な行動に結び付けるとともに、農林漁業者や、加工・流通・販売事業者、さらには「食」に関係する各種団体や行政が意義や目標を共有したうえで、取り組むことが必要です。

また、地産地消は「食品ロス」の削減や食育活動とも関わり合うため、一体となった連携の構築が求められています。

②具体的な取り組み

a 県との連携

- ・県が平成13年度からこれまで取り組んできた「ふるさと産品消費県民運動」から、「地産地消で元気あおもり」県民運動として令和5年9月から名称変更し、地産地消の取り組みを一層強力に進めることから、県との更なる連携した取り組みを進めます。

b 周辺市町村などとの連携

- ・周辺市町村及び市内の関係事業者との連携を構築し、互いに知恵を出し合いながら取り組みを進めます。

c 実態調査の実施

- ・アンケート調査を行い、市民や地域の声を市の事務事業や関係者の活動に反映させるよう努めます。

d 関係団体との情報交換

- ・とわだ産品販売戦略会議の開催により、市内関係団体との意見交換、情報共有に努めます。

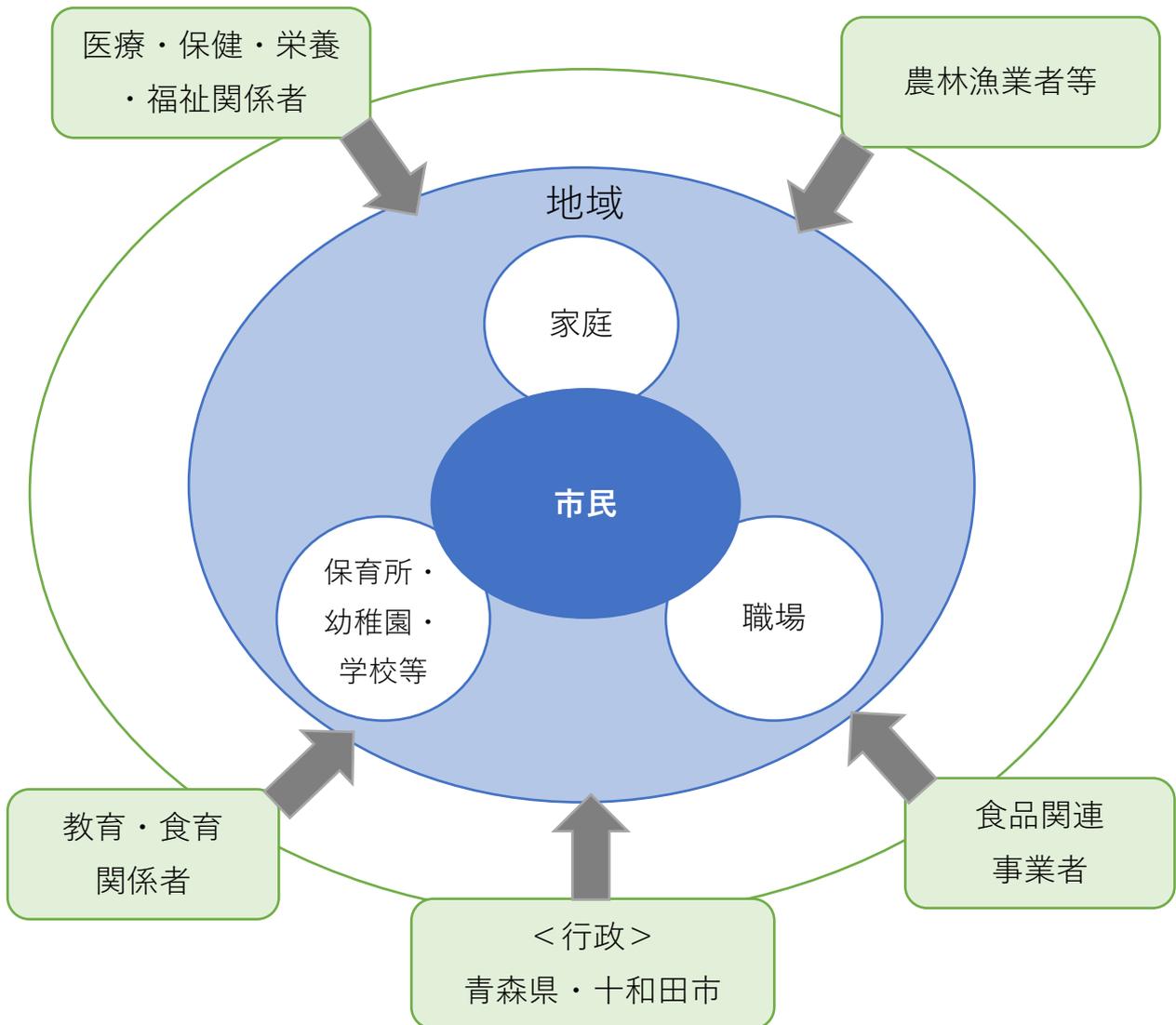
6 地産地消推進の目標値

指標	現状値	令和11年度 目標値	備考
「地産地消」の意味を知っている人の割合	80.7%	82.0%	令和4年度健康づくりに関するアンケートより
市産の農産物を意識して購入している人の割合	37.1%	41.0%	令和4年度市内保育施設等園児の保護者「地産地消」アンケートより
学校給食での市産食材の使用割合	13.7%	14.0%	令和4年度地元産食材使用重量割合実績より
学校給食での県産食材の使用割合	64.9%	68.6%	
グリーン・ツーリズムなどでの農業体験の受け入れ者数	279人	400人	令和4年度十和田農業体験連絡協議会受入実績より

第5章

計画の推進体制

食育・地産地消の推進にあたっては、市民を中心として、関係機関・団体と市が協働して取り組むこととします。



□ 用語説明

■ 「あおもり型」給食

県の健康課題を解決するために、今すぐ実践し、食習慣として身につけてもらいたいことを次の5つのコンセプトとしてまとめたものです。習慣化するためには学校給食のみならず、学校・家庭・地域が一体となって取り組んでいく必要があります。

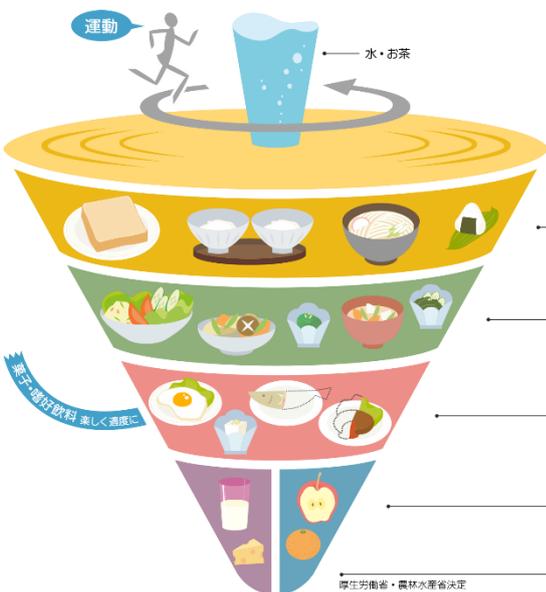
- 「塩分」ひかえめ（1食当たり小学生2.5g未満、中学生3g未満）
- 「野菜」たっぷり（1食当たり小学生100g以上、中学生120g以上）
- 「あぶら」ほどよく
- 「ごはん」しっかり
- 「あおもり」に感謝

■ 栄養教諭

学校における食に関する指導を進める上で、中核的な役割を担う教諭のことで、平成17年度から配置が始まり、教育に関する資質と栄養に関する専門性を併せ持つ職員として、「食に関する指導」と「学校給食の管理」をその職務としています。食に関する指導では、①生活習慣病（肥満、偏食）の予防や食物アレルギーへの対応など、児童生徒に対する個別的な指導、②給食の時間や学級活動、教科指導、学校行事などの時間における、学級担任などと連携した集団的な食に関する指導、③他の教職員や家庭、地域と連携した食に関する指導を推進するための連絡・調整などを行っています。

■ 食事バランスガイド

平成17年6月に厚生労働省と農林水産省が策定したもので、1日分の望ましい食事の摂り方やおおよその量をわかりやすくコマのイラストで示しています。食事バランスガイドは、栄養素ではなく料理の組み合わせを示すことにより、比較的簡単に日々の食事の良し悪しを振り返ることができるほか、何をどれだけ食べたら良いかを理解できるため、栄養バランスに配慮した食生活実践のためのツールとして様々な場面で活用されています。



食事バランスガイド

あなたの食事は大丈夫？

1日分	料理例
5.7 主食 (ごはん、パン、麺) つ(SV) ごはん(中盛り)だったら4杯程度	1つ分 = ごはん小盛り1杯、おにぎり1個、食パン1枚、ロールパン2個 1.5つ分 = ごはん小盛り1杯 2つ分 = うどん1杯、もりそば1杯、スリゴザンジー
5.6 副菜 (野菜、きのこ、いも、海藻料理) つ(SV) 野菜料理5皿程度	1つ分 = 野菜サラダ、きゅうりとわかめのお味噌汁、真たくさん、ほろひん等のひじきの味噌汁、煮豆、きのこコンソメ 2つ分 = 野菜の煮物、野菜炒め、芋の煮っころがし
3.5 主菜 (肉・魚・卵・大豆料理) つ(SV) 肉・魚・卵・大豆料理から3皿程度	1つ分 = 市販、焼豆、白玉焼き、鶏肉、魚の天ぷら、まぐろの刺身 3つ分 = ハンバーグステーキ、鶏肉のしょうゆ焼き、鶏肉のから揚げ
2 牛乳・乳製品 つ(SV) 牛乳だったら1本程度	1つ分 = 牛乳1杯、チーズ1かけ、スライスチーズ1枚、ヨーグルト1パック 2つ分 = 牛乳高1本分
2 果物 つ(SV) みかんだったら2個程度	1つ分 = みかん1個、りんご半分、かき1個、梨半分、ぶどう1房、桃1個

※ SVとはサービング(食事の提供量の単位)の略

■食生活改善推進員

地域住民の健康づくりを食生活の分野から推進しているボランティアで、国内では昭和 30 年頃以降から活動が展開されています。市では令和 5 年 4 月現在 138 名が活動しています。

■生活習慣病

食事や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称です。日本人の三大生活習慣病である「悪性新生物（がん）」、「心疾患」、「脳血管疾患」及び心疾患や脳血管疾患の危険因子となる「動脈硬化症」、「糖尿病」、「高血圧症」、「脂質異常症」などはいずれも生活習慣病です。

■中食

持ち帰り弁当、宅配ピザのほか、百貨店やスーパーなどで販売される総菜など家庭外で調理された食品を購入し、家庭内で消費する食事のことをいいます。

■ライフステージ

ライフステージは、出生から学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職などの人生の節目によって変わる生活（ライフサイクル）に着目した区分です。ライフステージによって生活条件が変わり、家族構成や生活スタイルなど、様々なものに応じた食生活を変化させる必要があります。

■グリーン・ツーリズム

農山村地域などで、その自然、文化や人々との交流を楽しむ滞在型の活動です。受け入れ側の民宿（農家）が自治体などと協力して、種まきや収穫などの農業体験や伝統料理を紹介するなど交流活動を充実させており人気が高まっています。

■地産地消

地域で生産された農林水産物を地域で消費・利用することです。

「地元生産」と「地元消費」を組み合わせる略した言葉で、生産者は消費者が求める安全・安心な食料を生産し、消費者はそれを消費することにより生産者を支える地域内の好循環を生み出す取り組みです。

■トレーサビリティ

トレーサビリティとは Trace（追跡）Ability（可能）を組み合わせた用語で、商品の生産の記録（生産、製造、加工から流通に至る各段階の情報）をさかのぼって明らかにできる仕組みのことです。これにより、商品の移動の経路を把握することが可能となり、食品事故などが発生した場合、原因の調査や迅速な回収などに役立てることができます。

■HACCP

食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染などの危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品

を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより、製品の安全を確保する衛生管理の手法です。

■ 6次産業化

農林漁業者による1次産業（生産）・2次産業（加工）・3次産業（流通・販売）の一体化の取り組み（1次×2次×3次＝6次）の連携により、農林水産物などの地域の「資源」と、食品産業、観光産業、IT産業などの「産業」とを結び付け、新たなビジネスや市場の創出を促す取り組みです。

□ 参考資料

1 第4次十和田市食育・地産地消推進計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 第4次十和田市食育・地産地消推進計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、計画の内容を検討するため、第4次十和田市食育・地産地消推進計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) その他計画策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は健康福祉部長をもって充て、副委員長は健康増進課長をもって充てる。
- 3 委員長は、検討委員会の会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) こども支援課長
 - (2) 農林畜産課長
 - (3) とわだ産品販売戦略課長
 - (4) 教育総務課長
 - (5) 十和田地域広域事務組合学校給食センター所長

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出その他協力を求めることができる。

(作業部会の設置)

第5条 第2条各号に掲げる事項の具体的な検討及び調整を行わせるため、検討委員会に作業部会を設置する。

- 2 作業部会は、副委員長及び第3条第5項各号に掲げる各委員が指名する所属の職員（以下「作業部会員」という。）をもって構成する。
- 3 作業部会に部会長及び副部会長を置き、作業部会員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、作業部会の会務を総理し、作業部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 作業部会の会議は、委員長が招集し、部会長が議長となる。
- 7 前条第2項の規定は、作業部会について準用する。

(市民部会の設置)

第6条 第2条各号に掲げる事項に対し市民の意見を反映させるため、検討委員会に市民部会を設置する。

2 市民部会は、部会員12人以内をもって構成し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 委員が推薦する者
- (2) その他適任であると市長が認めた者

3 第4条第2項及び前条第3項から第6項までの規定は、市民部会について準用する。

(市民部会の部会員の任期)

第7条 市民部会の部会員の任期は、委嘱した日から令和6年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和5年6月30日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は令和6年3月31日限り、その効力を失う。

2 第4次十和田市食育・地産地消推進計画策定検討委員名簿

◎委員長 ○副委員長 (敬称略)

No.	関係機関・団体名	職名	氏名
1	十和田市健康福祉部	部長	◎ 堰野端 誠
2	十和田市健康福祉部こども支援課	課長	前田 拓也
3	十和田市農林商工部農林畜産課	課長	須田山 昭仁
4	十和田市農林商工部とわだ産品販売戦略課	課長	浦田 陽子
5	十和田市教育委員会事務局教育総務課	課長	乗田 育人
6	十和田地域広域事務組合学校給食センター	所長	下川原 昌俊
7	十和田市健康福祉部健康増進課	課長	○ 工藤 博明

3 第4次十和田市食育・地産地消推進計画策定検討委員会作業部会員名簿

◎部会長 ○副部会長 (敬称略)

No.	関係機関・団体名	職名	氏名
1	十和田市健康福祉部こども支援課	係長	栴木 信人
2	十和田市農林商工部農林畜産課	係長	戸間 替 崇
3	十和田市農林商工部とわだ産品販売戦略課	係長	○ 太田 茂
4	十和田市教育委員会事務局教育総務課	課長補佐	櫻田 悟
5	十和田地域広域事務組合学校給食センター	栄養教諭	柴山 裕子
6	十和田市健康福祉部健康増進課	課長補佐	◎ 田中 ひとみ
7	十和田市健康福祉部健康増進課	係長	高村 円
8	十和田市健康福祉部健康増進課	保健師	武藤 颯希
9	十和田市健康福祉部健康増進課	栄養士	会津 美穂子

4 第4次十和田市食育・地産地消推進計画策定検討委員会市民部会員名簿

◎部会長 ○副部会長 (敬称略)

No.	関係機関・団体名	職名	氏名
1	十和田おいらせ農業協同組合指導やさい部指導課	課長	泉 舘 直 美
2	十和田農業体験連絡協議会	会員	櫻 田 恵 子
3	株式会社産直とわだ	代表取締役 副社長	成 田 優
4	特定非営利活動法人十和田 NPO 子どもセンター・ハピたの	代表理事	◎ 中 沢 洋 子
5	ガーデンキッチン垂穂	オーナー	○ 小 野 美 保
6	十和田地区保育研究会	白菊保育園 園長	小 林 悦 子
7	十和田こども食堂実行委員会	代表	水 尻 和 幸
8	十和田市校長会	高清水小学校 校長	増 尾 安 希 子
9	十和田市学校保健会養護教諭部会	三本木小学校 養護教諭	小 泉 悠
10	十和田市連合 PTA	会長	長 谷 地 信 也
11	十和田市食生活改善推進委員会	常務理事	小 笠 原 洋 子
12	十和田市消費者の会	理事	三 浦 栄 子

5 計画の策定経過

令和5年	7月26日	第1回第4次十和田市食育・地産地消推進計画策定検討委員会作業部会
	8月23日	第2回第4次十和田市食育・地産地消推進計画策定検討委員会作業部会
	10月3日	第4次十和田市食育・地産地消推進計画策定検討委員会市民部会
	10月26日	第1回第4次十和田市食育・地産地消推進計画策定検討委員会
	10月30日	第3回第4次十和田市食育・地産地消推進計画策定検討委員会作業部会
	12月12日	第2回第4次十和田市食育・地産地消推進計画策定検討委員会

6 食育・地産地消推進関係課の役割

十和田市食育・地産地消推進計画

十和田市食育・地産地消推進計画主管課：健康増進課

【役割】・十和田市食育・地産地消推進計画に関する取りまとめを行う。

食育編

食育基本法第 18 条による

食育推進担当課：健康増進課

【役割】・計画の食育編に関する取りまとめを行う。

食育推進関係課：こども支援課

こども家庭センター

教育総務課

学校給食センター

【役割】

- ・関係課として、計画の評価・策定・推進のため関係機関の食育推進に関する情報収集や取りまとめを行う。
- ・計画に掲げられた課題解決に向け、関係機関において適切に食育の取組がされるよう、必要に応じて関係機関に情報提供を行う。

連携

- ・関係課担当者打合せ
- ・情報共有
- ・関係課長による会議

地産地消編

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業等の創出等及び
地域の農林水産物の利用の促進に関する法律第 41 条による

地産地消推進担当課：とわだ産品販売戦略課

【役割】・計画の地産地消編に関する取りまとめを行う。

地産地消推進関係課：農林畜産課

教育総務課

学校給食センター

【役割】

- ・関係課として、計画の評価・策定・推進のため関係機関の地産地消推進に関する情報収集や取りまとめを行う。
- ・計画に掲げられた課題解決に向け、関係機関において適切に地産地消の取組がされるよう、必要に応じて関係機関に情報提供を行う。

※関係機関

JA、産直とわだ他市内事業者、市内小中学校、教育委員会等



令和6年3月発行

発行	十和田市
編集	健康福祉部健康増進課
連絡先	〒034-0081 青森県十和田市西十三番町4番37号 TEL : 0176-25-1181 FAX : 0176-25-1183 E-mail : kenko@city.towada.lg.jp